

平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務（以下「本業務」という。）について、本業務の目的及び内容に最も適した受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務

(2) 業務内容

令和4年度に実施した「再生可能エネルギー設備導入可能性調査」に基づき、未利用となっている本市の地域森林資源（広葉樹）を活用した木質バイオマス熱電併給設備の実証事業に向け、環境影響調査及び熱電併給設備の実施設計等を行う。詳細は、別紙1「平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年11月29日まで

(4) 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 木質バイオマスボイラ、木質バイオマス発電設備のFS調査業務、設計施工監理業務及び稼働後の維持管理業務のいずれかの実績を有する者であること。

(5) 国及び地方税を滞納していない者であること。

(6) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (9) 九州管内に事業所等を有するか、若しくは同等の対応が可能な体制を組めること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

なお、申請者が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

4 スケジュール

公募開始から受託者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内 容	期 間 等
公募開始	令和6年5月21日（火）
質問書の受付期限	令和6年5月29日（水）午後3時
質問回答	令和6年5月31日（金）
参加申込書の提出期限	令和6年6月5日（水）午後5時
企画提案書及び見積書の提出期限	令和6年6月19日（水）午後5時
プレゼンテーションの実施	令和6年6月25日（火）
選定結果通知	令和6年6月末予定
契約締結	令和6年7月上旬予定

5 質問及び回答

質疑がある場合は、「質問書（様式8号）」により、電子メールにて提出すること。

- (1) 受付期限 令和6年5月29日（水）午後3時まで
- (2) 提出方法 電子メールにて提出すること。なお、件名は、「平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務質問書」とすること。
- (3) 提出先 平戸市役所市民生活部市民課環境政策班
- (4) 電子メール kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp
- (5) 回答方法 令和6年5月31日（金）までに、平戸市ホームページ上に掲載する。
なお、事業者名は公表しない。

6 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

参加申込書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式1号）
 - ②会社概要書（様式2号）
 - ③業務実績書（様式3号）

※直近5か年（令和元年度から令和5年度）の同種又は類似業務のみの実績を記載すること。（講演・研修等を除く。）

④誓約書（様式4号）

⑤法人登記簿謄本（写し可。申込日前3か月以内に発行されたもの。）

⑥国及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（直近事業年度で申込日前3か月以内に発行されたもの。）

(2) 提出部数

各1部提出すること。なお、共同提案の場合は代表事業者が一括して提出すること。

(3) 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限り、期日必着）とする。持参の場合、土日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

電話：0950-22-9126（直通）

7 企画提案書等の提出

プロポーザルを実施するにあたり、企画提案書等を提出すること。なお、提案は1者1案とする。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式5号）※企画提案内容は任意様式

②業務実施体制（様式6号）

③業務担当者調書（様式7号）

④見積書及び内訳明細書（消費税及び地方消費税を含むこと。※任意様式）

⑤工程表（任意様式）

⑥その他必要と思われる資料

※見積書については、受託予定者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

(2) 作成上の留意事項

①提案書は、別紙1「平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務仕様書」及び別紙2「令和4年度再生可能エネルギー設備導入可能性調査による調査結果（抜粋）」を踏まえ作成すること。

②提案書は、A4版で製本すること。（長辺2か所のホッチキス留めのみで可。クリアファイル等による袋とじ等は不要）

③文字の大きさは、11ポイント以上とし、内容を分かりやすくするための写真、イラスト、図表などの使用は任意とする。

④提案書の印刷は、カラー、白黒を問わない。

⑤A3判の資料は片面印刷とし、A4サイズ三つ折りすること。

(3) 提出部数

正本1部、副本8部

(4) 提出期限

令和6年6月19日(水)午後5時(必着)

(5) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限り、期日必着)とする。持参の場合、土日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出先

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班
〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
電話:0950-22-9126(直通)

(7) その他

提出された企画提案書及び見積書等の内容について、必要に応じて補足資料や説明を求める場合があるので、決められた期限までに回答すること。

8 プレゼンテーション

参加要件を満たす企画提案者は、提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

なお、参加事業者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査対象事業者を選定する場合がある。

(1) 実施日時 令和6年6月25日(火) 予定

(2) 実施場所 平戸市役所3階会議室(予定)

※詳細な日程等については、別途連絡する。

(3) 内 容 企画提案の説明30分以内、質疑応答15分以内で予定

(4) 出席者数 1事業者3名以内

(5) その他 プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案の資料配布は認めない。また、プレゼンテーションで必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を認める。その他パソコン等必要な機器については、各提案者で用意すること。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

9 選定方法

(1) 選定手順

庁内に設置する平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務受託候補者選定委員会において、(2)の評価基準を基に、提出書類及びプレゼンテーションにより総合的な評価を行い、基準点を満たした上位の者から交渉権第1位となる事業者を受託予定者として選定する。

交渉権第1位に選定された事業者と、契約内容等について協議を行う。ただし、交渉権第1位に選定された事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行う。

(2) 評価基準

下記評価基準より審査を行うものとする。なお、提案内容については、別添1「平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務仕様書」の内容を加味したものとする。

評価基準

評価項目	評価の視点	配点
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の規模が本業務遂行に十分な規模であるか。 	5点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・使途の連絡調整が速やかに行える体制となっているか。 ・業務遂行に十分な組織体制・人員となっているか。 ・本社・支社等の連携体制が十分か。 ・効率的かつ迅速な対応が可能な体制がとられているか。 	10点
業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の経験・実績は十分か。 	5点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関する業務実績は十分なものか。 ・地方公共団体等（民間を含む。）において木質バイオマスボイラ、木質バイオマス発電設備のFS調査業務、設計施工監理業務及び稼働後の維持管理業務の実績を有し、且つ、本業務の遂行に必要な知見、専門知識を十分に有しているか。 	10点
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・本市におけるゼロカーボン実現に向けた推進について十分に理解し、それを踏まえた上での提案が出来ているか。 ・業務に対する取組意欲、熱意があるか。 ・別添仕様書内容に合致した提案であるか。 ・木質バイオマス熱電併給設備について、国内での導入実績がある設備が選定されているか。 ・調査・検討の手法は、業務遂行に足り得るものか。 ・提案は独自性、優位性を備えるとともに確実に遂行できる提案であるか。 ・環境省及び経済産業省の趣旨を捉えた提案となっているか。 	50点
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提案上限額以内であり、提案に対して適切な金額か。 	10点
工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後から納品までの業務スケジュール及び各工程は、履行期間内に終わることができる内容となっているか。 	5点
プレゼンテーションの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。 ・質問に対する回答は、知識・経験に裏付けられた的確なものか。 	5点

10 参加の辞退

参加申込書（様式1号）を提出した事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、企画提案書等の提出期限の前日までに、辞退届（様式9号）を提出しなければならない。

11 審査結果の公表

審査結果は、文書により通知するとともに、平戸市のホームページ上で公表する。なお、審査結果に関する問合せや異議には応じない。

12 契約手続

業務仕様書及び受託予定者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、平戸市財務規則に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した事項については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託予定者との協議により契約段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容、契約額等の調整を行うことがある。

契約書の作成にあたっては、受託者が案を作成後、市が内容を審議・協議し、承認を得られた場合において、契約を締結するものとする。

13 欠格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した応募者は失格とし、当該応募者を受託候補者として選定しない。また、欠格事項に該当したことが判明した時点で順位が定まっている場合は、当該応募者の順位を無効とし、次順位以降の応募者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする
- (2) 提出後の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本業務に係る範囲において講評する場合のほか、本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。

- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本業務にあたり、受託事業者は、本業務の主たる業務を再委託等してはならない。
- (9) 契約締結後であっても、談合その他不正行為が発覚した場合は、契約を解除することがある。

15 問合せ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班

電話：Tel0950-22-9126（直通） FAX：0950-22-4241

E-mail：kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp